

柏市地域住民団体等との協働による公園管理要領

制定 平成30年 4月 1日

施行 平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、本市が管理する公園、緑地、子供の遊び場等（以下「公園」という。）の日常的な管理業務を、業務委託として本市地域住民団体等（以下「団体」という。）が行うことにより、市民と行政による協働事業の推進、公園愛護心の育成、地域コミュニティ活動の推進及び快適な生活環境に係る市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(委託の対象)

第2条 委託の対象は、敷地面積が1ヘクタール以下であり、本市が別に定める公園とする。ただし、ばら園、花壇広場などの公園施設の部分的管理はこの限りではない。

(団体の要件)

第3条 公園の管理業務を委託する団体は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

- (1) 町会、自治会、区等の地縁による団体
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第3項に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等（以下「障害者施設等」という。）
- (3) 専ら市民公益活動を行う法人その他の団体のうち、本市に主たる事務所を有する団体であって、主として本市において市民公益活動を行うもの

(委託内容)

第4条 本市が団体に委託する業務は、次のとおりとする。ただし、ばら園、花壇広場等の軽易な業務について、第6条で規定する申請内容を本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 清掃業務
- (2) 除草業務

(3) 公園施設点検業務

(4) 団体から提案のあった業務で、この要領の目的に合致するものであり、市長が必要と認める業務

(委託期間)

第5条 委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請)

第6条 受託を希望する団体は、公園管理業務受託申請書（第1号様式）を提出しなければならない。なお、受託している団体が次年度も引き続き受託を希望する場合、公園管理業務受託申請書（継続）（第2号様式）を提出しなければならない。

2 申請期間は、前項いずれの場合も毎年6月1日から同年8月31日までとする。

(選定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、その適否を判定し、委託を希望する団体に通知することとする。

2 前条第1項において、申請が複数者から提出された公園の団体の選定は、次のとおり優先順位を定める。

(1) 当該公園が所在する町会、自治会、区等の地縁による団体

(2) 当該公園最寄りの団体

(委託契約)

第8条 市長は、前条の規定により選定した団体と柏市財務規則で定める入札を行い、見積書に記載された金額が、本市があらかじめ定める予定価格の制限の範囲内であった場合、本市と公園管理業務委託契約を締結するものとする。

2 前項で契約した団体（以下「受託者」という。）は、対人対物事故等業務中の過失に対応できる保険に加入するものとする。

(委託料)

第9条 委託料の額は、柏市財務規則で定める入札及び契約の締結により定めるものとする。

2 委託料の支払いは、原則、概算払とする。なお、委託料の請求は、請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、受託者からの要望があり、本市が必要と認める場合は、部分払（最大4回）として出来高に相当する額

を支払うことができる。

(報告書等の提出)

第10条 受託者は、契約締結後、7日以内に着手届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 受託者は、第8条第2項に規定する保険の内容が記載された書類(保険証書等)の写しを、現地での実作業開始前までに市長に提出しなければならない。

3 受託者は、活動報告書(第5号様式)を毎月、次月の10日(10日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の最初の休日ではない日)までに、市長に提出しなければならない。ただし、3月分は令和7年3月31日までに提出するものとする。

4 受託者は、公園施設点検において次に掲げる場合を発見した際は、速やかに公園施設点検報告書(第6号様式)を市長に提出又は、口頭により報告をしなければならない。

(1) 施設の破損及び樹木の倒木等公園利用者の安全に関わる場合

(2) 街灯の不作動及び樹木の繁茂による視界不良等の防犯面に関わる場合

(届出)

第11条 受託者は、委託期間内において第8条第1項の規定による契約事項に変更が生じた場合は、速やかに契約変更届(第7号様式)を市長に届け出なければならない。

2 受託者は、団体の解散等、やむを得ず契約の履行ができない状況が生じた場合、契約辞退届(第8号様式)を市長に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めのない事項又はこの要領に関して生じた疑義については、その都度、本市と受託者で協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。